

〈研究ノート〉

# 寡婦<sup>1)</sup>世帯の状況からみた母子世帯の 支援に関する一考察

— 熊本県ひとり親家庭等実態調査の結果をもとに —

出 川 聖尚子

## 要 旨

寡婦世帯になると、家族が小規模化し、母子世帯と比較して生活の悩みも減っている状況が見られた。ただ、母子世帯に抱えている経済的な問題は、寡婦世帯においても引き継がれている状況があった。また、若くして寡婦となったものは、一般寡婦と異なり、生計は主に自分の仕事でたてていたが、母子世帯と同様に生活の苦しさを多くのものが感じていた。その結果、母子世帯の子どもが大人になったときにも影響を及ぼす可能性があることもわかった。寡婦世帯の状況からみると、母子世帯への支援として養育費の確保、児童扶養手当の支給の制限の緩和、母子世帯の生活の自立支援などが有効だと考えられる。

## I はじめに

我が国の母子世帯の数は732千世帯で、全世帯数の1.6%にあたる<sup>2)</sup>。平成16年は627千世帯であった母子世帯がここ10年あまりの間に約10万世帯以上増えている。こうした母子世帯の一世帯当たりの平均所得金額は262.6万円で、全世帯の平均所得金額(537.2万円)の約半分にすぎない<sup>3)</sup>。

こうした状況を如実に示しているのは子どもの貧困率であるが<sup>4)</sup>、日本における、おとながひとりの世帯における子どもの貧困率は54.6%という状況にあり、OECD加盟国中最も高い(2010年)数字となっている<sup>5)</sup>。日本においてひとり親家庭は、子どもの2人に1人以上が貧困状況にあるという深刻な状況なのである<sup>6)</sup>。子どもの貧困の影響は現在の子どもの生活だけでなく子どもの将来にも影響し、貧困が世代間連鎖するということも指摘されている(道中2009)。こうしたことを背景に、近年、子どもの貧困は社会的な課題と認識され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2013年)が成立し、「子どもの貧困対策に関する大綱」(2014年)(以下、「大綱」)<sup>7)</sup>が出されている。「大綱」において、子どもの貧困対策として、ひとり親世帯の親への支援、子どもへの支援が掲げられ、都道府県における計画、市町村の施策など取り組みが始まっている。

日本において、母子世帯に対する支援は、戦前には、母子保護法や軍事扶助法、戦後には戦争に

より夫を失った戦争未亡人の激増が生活保護法では十分保護できないことにより母子福祉対策としておこなわれた<sup>8)</sup>。1949年(昭和24年)には戦没遺族としての母子福祉として、公的扶助の徹底、居住環境の整備などの措置を講ずる「母子福祉対策要綱」が閣議了解される。その後、母子福祉資金の貸付等に関する法律の制定(1952年、昭和27年)、児童扶養手当法(1961年、昭和36年)、母子福祉法(1964年制定、1981年(昭和56年)母子福祉法が改正され「母子及び寡婦福祉法」となり、現在では「母子及び父子並びに寡婦福祉法」)がつくられた。

本稿では、母子世帯が子育てを終え、寡婦となった時の暮らしは、母子世帯の時代の暮らしとは異なるのか、また、「母子世帯」の時に課題の多い「若年妊娠」だった母子世帯の母が若年寡婦となった時に他の寡婦世帯と比較して異なるのかを明らかにすることにある。そうした結果を踏まえて、母子世帯への支援に関する問題提起を行うことを目的としている。

なお、現在、若年妊娠に関する先行研究は、若年で妊娠出産した女性における妊娠・出産・子育て(特に乳幼児期)をめぐる状況についての論文はいくつかみられるが、若年出産した母が妊娠・出産・子どもが乳幼児期を経てその後どのように暮らしをしているのかを明らかにしたものはみられない。また、寡婦世帯に関する先行研究についても乏しく寡婦がどう暮らしているのかについても明らかにされていない。

## Ⅱ 方法

### 1. 調査の目的

「熊本県 ひとり親家庭等実態調査」は、熊本県が、「第3期ひとり親家庭等自立促進計画」作成を控え、ひとり親家庭等の生活状況を把握し、施策の方向性を検討する基礎資料とするために熊本県が実施したものである。

### 2. 調査方法

県内に居住する母子・父子・養育者世帯のうち、児童扶養手当受給資格者から無作為抽出。児童扶養手当の現況届の配布時に送付し、児童扶養手当の現況届とともに市町村窓口にて回収された。母子世帯への配布は1,446、回収数は831、回収率は57%となっている。寡婦世帯については、熊本県母子寡婦連合に依頼し配布を行った。寡婦家庭への配布は891、回収は392、回収率は44%となっている。

### 3. 調査の内容

母子世帯においては、ひとり親家庭等の仕事や子育て、生計の状況など生活全般に係る状況を把握するために、1世帯の状況、2母子世帯となった当時の状況、3養育費、4仕事の状況、5住居の状況、6生計の状況、7子どもの状況、8生活状況、9福祉政策に関する状況 という9項目を60問にわたって質問している。寡婦世帯においては、1世帯の状況、2寡婦世帯となった当時の状況、3仕事の状

況、4 住居の状況、5 生計の状況、6 生活状況、7 福祉政策に関する状況 という 7 項目を 39 問にわたって質問している。

#### 4. 分析方法

熊本県ひとり親家庭等実態調査の基礎データをもとに、①母子世帯と寡婦世帯の比較、②「10 代出産」と「母子世帯」という危機的な状況に陥りやすい 2 つの要因を合わせ持った「10 代出産母子世帯」、「10 代出産母子」のその後である「30 代寡婦」となった世帯の比較、現状を分析した。30 代の寡婦については出現数が少ないが、10 代出産母子世帯の母は母子世帯全体の 2.8%であり、また、30 代寡婦は寡婦世帯全体の 2.6%となっており、アンケート調査結果に出現した割合は類似している。

#### 5. 倫理的配慮

アンケートによって得られたデータは熊本県にて収集され、単純集計分析は熊本県で行われた。本研究のデータは、熊本県の了解のもと個人が特定できない形でコード化された数量データを使用した。また、本調査は筆者は「熊本県ひとり親自立計画策定委員会」の会長を務め、本分析はひとり親施策のための参考資料となりうるものであり目的外使用には当たらないと考えられる。

### Ⅲ アンケート結果に見る熊本県における母子世帯および寡婦世帯の状況

#### 1. 熊本県における母子世帯と寡婦世帯の現状について

##### 1 世帯の状況

##### ① 母子世帯の母と寡婦

母子世帯の母の年齢は「35-39 歳」(24.6%) が最も多く、次いで「40-44 歳」(23.9%) で、30 歳代と 40 歳代で全体の 8 割を占めている。平均年齢は 38.4 歳である。10 代で出産した母子世帯は 24 名で 832 名中 2.8%であった。10 代出産母子世帯の母親の平均年齢は 25.7 歳であった。10 代出産母子世帯の母が母子世帯となった当時の年齢は、24 歳以下が 8 割、そのうち 19 歳以下半数を占める。10 代出産母子世帯になった平均年齢 (21.5 歳) で、一般母子世帯の平均年齢 (31.8 歳) と比較して約 10 歳の差が見られる。母子世帯になってからの経過年数は、約 4 割が 5 年～10 年未満である。10 代出産母子世帯の母子世帯になってからの経過年数は、同年代の母子世帯の母と比べて長い傾向にある。また、10 代出産母子世帯の母親は一般母子世帯の同年代の母親と比較すると、子どもの年齢が高い状況にある。10 代出産母子世帯は、一般的な母子世帯に比べて母子世帯になる年齢が早い、同居家族や子どもの人数も多いなど傾向の違いが見られる。

寡婦世帯の寡婦は「60 歳以上」67.3%がもっとも多く、次いで「55-59 歳 (11.2%)」となっており、50 歳以上が 85%以上を占めている。平均年齢は 57.1 歳である。30 代で寡婦である世帯は、寡婦調査において 35-39 歳と回答したもの現在 30 代で、392 名中 10 名であった。寡婦全体のうちの 2.6%

であった。寡婦世帯は、母子世帯になってからの経過年数が、15年以上が74.2%で最も多い。30代で寡婦世帯は、母子世帯になってからの年数が5~10年7割となっている。一般寡婦世帯と30代寡婦では年齢の開きが大きい。

## ② 母子世帯と寡婦世帯の世帯状況

母子世帯の世帯人数は、「3人」(28.8%)が最も多く、平均世帯人員は3.7人である。10代出産母子世帯の世帯人数は、4人以上の世帯が6割を超え、平均世帯人数は4.5人である。子どもの数は母子世帯は1.58人、10代出産母子世帯の子どもの数は平均1.70人で、子どもの数も10代出産母子世帯が多い。また、一般母子世帯は、「同居家族なし」(51.4%)、「同居家族あり」(46.2%)となっているが、10代出産母子世帯は「同居家族あり」が6割を超え、そのうち自分の母親との同居が4割以上となっている。「兄弟姉妹」との同居も4分の一みられた。10代出産母子世帯は、子どもの人数が多いことに加えて、子ども以外に同居の家族がいる(63.6%)ことが世帯人員に影響している。

寡婦世帯の世帯人数は、「1人」(34.2%)が最も多く、平均2.4人である。30代寡婦世帯は1人世帯はなく、平均世帯人は3.4人であった。一般の寡婦世帯には20歳以上の子どもとの同居は約4割見られたが、30代寡婦は20歳以上の子どもとの同居はなかった。寡婦世帯では自分の母親との同居は14.5%であったが、30代寡婦は4割で一般寡婦世帯と比較すると高い状況であった。

母子世帯と寡婦世帯を比べると、母子世帯の方が世帯人数が多い。また、10代出産母子や30代寡婦はともに同居の人数が一般母子世帯や一般寡婦世帯と比べて多く、自分自身の母親との同居が4割と高い傾向がみられた。このような状況をみると、母子世帯から寡婦世帯になると、多くの家庭で子どもが独立したために、家族の人数が減っている。若くして母子世帯になった世帯は自分の育った家族に母だけは残り、子どもの独立などで家族の人数は減るが、母などの原家族との関係は残っている状況がみられる。

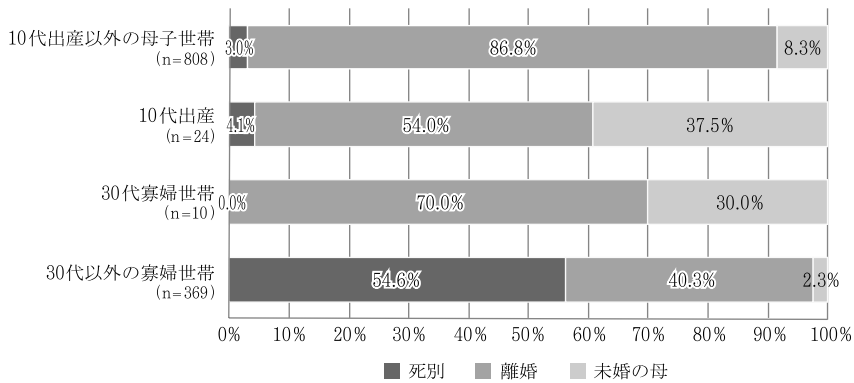
## ③ 母子世帯、寡婦世帯になった理由

一般母子世帯、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯では、母子世帯、寡婦世帯になった原因として、「離婚」が最も多く、次いで「未婚の母」、「死別」となっている。10代出産母子世帯、30代で寡婦になった世帯では「離婚」が最も多いが、「未婚の母」は30%を超えている(図1)。

寡婦世帯の場合は「死別」(54.8%)と最も多く、次いで「離婚」(40.3%)となっており、寡婦の年齢が上がると、死別の割合がさらに高くなっている。

図1に示されるように、母子世帯や寡婦世帯において、母子世帯になった原因は異なっており、また、10代出産母子世帯と10代出産以外の母子世帯との「離婚」、「未婚の母」の項目における違いには統計的に有意差が見られる( $\chi$ -square<.000)。

図1 母子世帯になった理由



## 2 生活状況

母子世帯の母親、寡婦ともに健康状態は、「ふつう」、「良い」傾向にある人をあわせると、7割を超えていて、母子世帯の母と寡婦は同様の傾向が見られた。10代で出産した母子世帯の母親の6割以上、30代の寡婦の9割、ともに健康状態は、「ふつう」、「良い」傾向にあると回答している。

現在の住居について、母子世帯は、「親・親族宅に同居」が4割を超えている。年代が上がると「親・親族宅の同居」が減る傾向にある。寡婦世帯においては、「持ち家」が3割を超えている。

住居形態の推移をみると、一般母子世帯、一般寡婦世帯ともに、母子世帯になった直後は「親・親族宅に同居」(49.6%、22.2%)、その後、「公営住宅」(16.5%、12.0%)、「持ち家」(11.3%、31.4%)が増加する傾向が見られる。10代出産母子世帯、30代寡婦世帯においては、母子世帯になる直前から「親・親族宅同居」(45%、33.3%)で、現在も「親・親族宅同居」(47.6%、44.4%)が最も高い状況にある。10代出産母子世帯、30代寡婦世帯においては「公営住宅」の入居は母子世帯になった以降に増加している。「持ち家」はいなかった。10代出産母子世帯は、「親・親族宅に同居」において、特に、母子世帯と異なり、「兄弟姉妹」の同居が多く見られた<sup>9)</sup>。「離婚」よりも「未婚」のほうが「転居」、「転職」とも少ない結果が出され、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに、「未婚の母」(37.5%、30.0%)であることが住環境に影響していると考えられる<sup>10)</sup>。

一般母子世帯は母子世帯になった直後は、原家族に頼る傾向があるが、その後、「親・親族宅」から独立している状況が見られ、寡婦になっても自分で独立している状況がみられた。一方、10代出産母子、未婚母子世帯、30代寡婦においては、「親・親族宅」が最も高く年齢を重ねても原家族の下で暮らす傾向が見られる。

生活上の悩みについて、母子世帯、寡婦世帯ともに「生活費」を悩みに挙げているものが一番多かった。ただ、母子世帯は57.9%、寡婦世帯は26.5%とその割合には開きが見られた。細かく見ていくと、母子世帯は、どの年代も55%以上が「生活費」を悩みとして挙げている。一方、寡婦の場合、

寡婦の年代が若くなるほど、生活費を生活上の悩みとしている割合が高い傾向が見られ、年代の違いによる傾向が見られた。また、母子世帯、寡婦世帯ともに死別よりも生別の方が、生活費を悩みに挙げていた(図2)。また、母子世帯とも寡婦世帯と、年間総収入が少ない世帯ほど生活費の悩みを抱えている。一方、生活上の悩みは、「特にない」という回答は寡婦世帯は32.1%で3分の一に上る。一方、母子世帯は13.6%にとどまっている。「特にない」と回答しているものは、母子世帯、寡婦世帯ともに年代、母子世帯の原因、年間総収入に特に偏りはみられなかった。

母子世帯、寡婦世帯ともに「生活費」に悩みを抱えていたが、その割合は母子が寡婦よりもその割合が高い状況であった。世帯構成人数や交流関係の状況が影響していると考えられる。

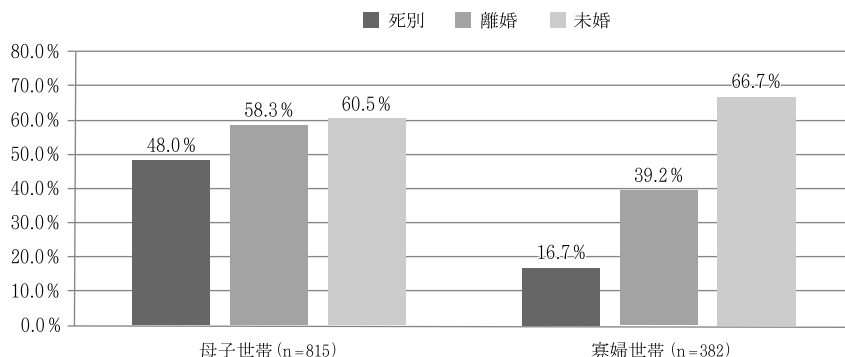
生活上の悩みについて、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに「生活費」を6割の人が挙げていた。30代寡婦においては、「仕事」の悩みを6割挙げていたが、10代出産した母子世帯は3割にとどまっている。

一方、生活上の悩みは、「特にない」という回答は10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに1割であった。10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに約半数が「生活費」を不足していると感じていた。家計の状態に対する意識については、10代出産母子世帯は「とても足りない」33.3%と約3分の1、30代寡婦は2割にとどまり、「十分やっつけける」、「だいたいやっつけける」がともに約2割いる。『平成22年度国民生活基礎調査』では、現在の暮らし向きについて「大変苦しい」と感じている母子世帯が50.5%で、全世帯平均の27.1%に比べて比率が高い結果が出ていることと比較すると、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに生活の苦しみの意識は深刻化していない状況にある。こうした理由には、地方で暮らしている状況や、「親・親せき宅」で暮らしている割合が高いことも影響していると考えられる。

家計の状況について、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯ともに、赤字傾向と回答している人が7割以上いる。家計が「とても足りない」と回答している人は10代出産母子世帯で36.3%、30代寡婦世帯の2割であった。

家計の状態に対する意識については、「十分やっつけける」、「だいたいやっつけける」が一般母子世帯は25.1%で4分の一、寡婦世帯は50.8%で約半数いる。母子世帯は「とても足りない」32.5%

図2 生活費の悩み



と約3分の1、寡婦世帯は16.6%であった。母子世帯の方が、家計に関する厳しさを感じている状況にある。寡婦世帯については、40代の33.3%、50代13.5%、60代以上14.7%となっており、年代が若いほど「とても足りない」と感じていた。これは、前述の生活の悩みの中で、「生活費」についての結果と同様の傾向が見られた。

母子世帯から寡婦世帯になると、生活の苦しさを感じている割合が減っている状況があるが、寡婦でも年齢が若いと母子世帯と同様に生活の苦しさを感じている状況が見られた。これは、子どもが成長することが暮らしを楽にするということに至っていない状況を示している。

### 3 経済的状況

生活費について、母子世帯、10代出産母子世帯ともに「自分の仕事による収入」(84.6%・79.1%)と約8割、「児童扶養手当」(62.4%・58.3%)と約6割、「親や家族の仕事による収入」(15.5%・16.6%)と同様の傾向がみられた。原因別にみると、生別・死別・未婚の母ともに「自分の仕事による収入」が最も多くなっているが、死別では、「遺族基礎年金(厚生、共済)」(52.0%)、「母子年金・遺族基礎年金(国民年金)」(24.0%)、「児童扶養手当」(20.0%)が多く、生別では「児童扶養手当」(63.7%)となっている。未婚の母は、「児童扶養手当」(52.6%)「親や家族の仕事による収入」(36.8%)で家族からの支援を受けている状況が見られた。「親や家族の仕事による収入」については、母子世帯の母の年代が下がると高くなる傾向が見られるが、10代出産母子世帯では、20代以下の母子世帯の平均(26.4%)よりも10ポイント以上低い状況にある。つまり、年齢が低いと自分の収入ではなく、家族など自分の収入以外に依存している状況が見られる。

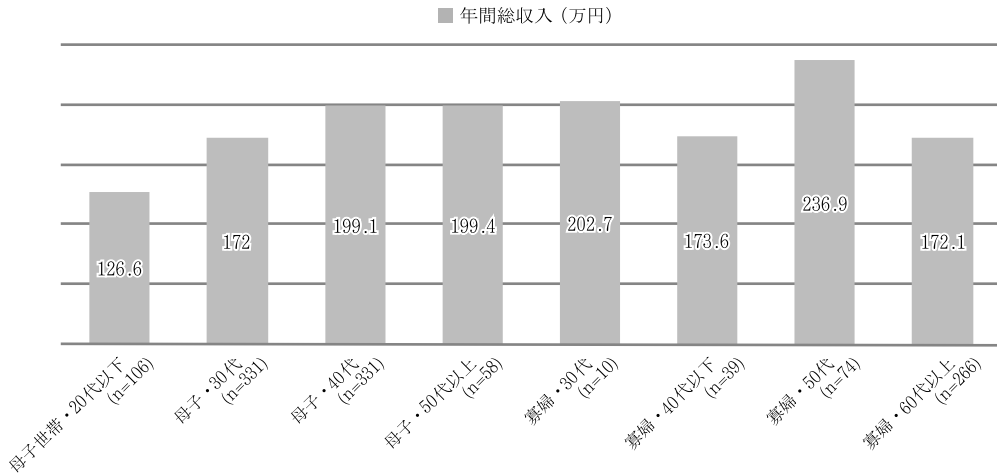
寡婦世帯の場合、「自分の仕事による収入」51.3%、「自分の公的年金」50.8%、「子どもからの援助」13.3%となっている。20歳以上の子どもと同居している寡婦世帯(131名中)のうち、約3割が子どもからの援助を受けている。60歳代以下の場合「自分の仕事による収入」と回答した人は85.2%で、60代以上では34.8%であった。30代寡婦世帯は生活費を「自分の仕事による収入」とすべてのものが回答し、「子どもからの援助」も1割いた。

30代寡婦世帯を除き、母子世帯、寡婦世帯ともに自分の仕事の収入と公的支援によって生活を成り立たせている状況がみられる。原因別の公的支援の違いによって「児童扶養手当」の生活費として占める割合が異なっている状況が見られ、「児童扶養手当」が無くなってからの生活が懸念される。

母子世帯は、「自分の仕事による収入」だけでなく、公的な支援「児童扶養手当」や「年金」、「家族からの援助」なども主たる収入と位置づいている。寡婦の場合年代の幅があるが、「自分の仕事の収入」、「公的年金」だけでなく、「子どもからの援助」も収入の一つとして位置づいており、子どもから寡婦が支援を受ける状況が見られた。

母子世帯の年間収入は180.1万円(前回181.8万円)で、寡婦世帯の年間収入は181.9万円(前回182.7万円)であった。母子世帯と寡婦世帯の収入はほとんど変わらなかった。母子世帯において、年間総収入を年代で比較すると、母子世帯20代以下が最も低く、寡婦50代が最も高い。10代出産母子世帯の場合95.8万円母子世帯全体の平均の5割程度である。母子世帯では年代が下がると収入は低い傾向にあり、20歳代以下の母子世帯の平均126.6万円である。それよりもさらに10代出産

図3 年間総収入(万円)



母子は低い状況にある。寡婦世帯については、寡婦50代が最も高く、30代寡婦世帯の平均202.7万円、寡婦世帯全体よりも高い結果となった。母子寡婦世帯の平均所得は、全国の全世帯の平均所得金額548.2万円<sup>11)</sup>の33.0%で、熊本県の平均年収390.7万円(平成23年)の46.3%になっている。

この状況をみると、若い母子世帯や若い寡婦世帯は、他の年代と比べて年間総収入が低い。年齢が若いことによって給与が低いとも考えられるが、40代の母子世帯と40代以下の寡婦の総収入を比較すると、年齢が低いことによる収入の低さとは一概に言えない状況が考えられ、若くして母になったことによる影響が考えられる。

平均貯蓄額は、母子世帯では76.3万円、寡婦世帯では417万円となっている。10代出産母子世帯は8.3万円で母子世帯の平均の10分の1、30代寡婦世帯は107.2万円で(平均以下の者が7割以上、10万未満が4割いて差が激しい状況)、寡婦世帯の平均の4分の1であった。貯蓄額を0円とする母子世帯は35.0%、寡婦世帯は16.2%となっていた。10代出産母子世帯は5割、30代寡婦世帯は2割となっていた。寡婦世帯になると母子世帯よりも貯蓄額が増えているが、若い寡婦の場合、若い母子世帯と同様に貯蓄も低く、寡婦になっても経済的に余裕がない状況であることがわかった。

母子世帯において、預貯金がないと回答した人は35.0%<sup>12)</sup>のうちの、4分の3が働いている。寡婦世帯においては預貯金がないと回答した人は16.2%であった。生計を支えている主たる収入源を「自分の仕事の収入」と回答した割合に、預貯金がない世帯と預貯金がある世帯とは統計的な有意差が見られた( $\chi$ -square<.01)。それは、預貯金がある人の場合、生計を支えている収入源を「自分の仕事による収入」としている割合とそうでない割合はほぼ同程度いたが、預貯金がない人の場合、収入減を「自分の仕事による収入」としている割合が高い傾向が見られた。つまり、自分の仕事から収



入を得ている人が、それ以外から収入を得ている人よりも預貯金がない状況にあることを示している。それは、仕事以外の収入源では、貯金が十分できない状況を示している。また、それは、表1に示した通り、60歳未満の寡婦世帯のほうが、60歳以上の寡婦に比べて預貯金ない人の割合が高い状況があることから明らかとなっている。60歳代以下の寡婦の85.2%が働いており、また、約8割が母子世帯となつてからの年月が10年以上を超えていた。長く、仕事をしていても、蓄えができないことを表している。

表1

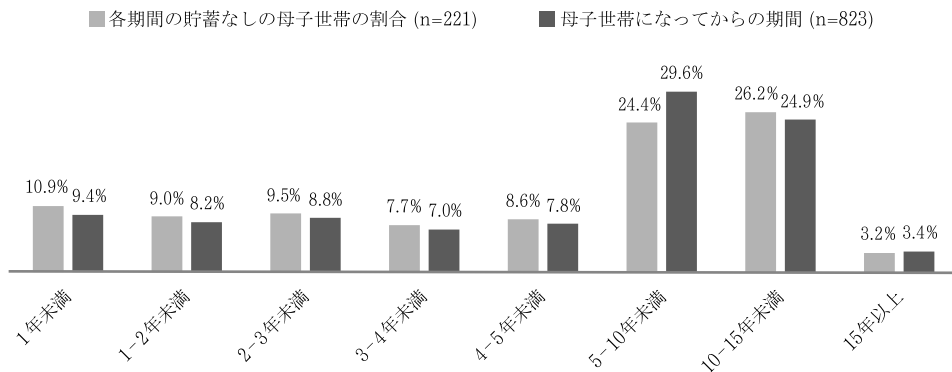
預貯金額	60歳未満の寡婦世帯 (n=103)	60歳以上の寡婦世帯 (n=266)
貯蓄がない	20 (51.3%)	19 (48.7%)
貯蓄がある	108 (30.6%)	245 (69.4%)

( $\chi$ -square<.01)

母子世帯において、貯蓄額がない人の約65%が「臨時・パート」として働き、29%「正社員」として働いている。一方、預貯金額が101万円以上の人は、「正社員」として56.3%働いており、「パート・臨時」12.6%にとどまっている。働き方が預貯金額にも影響を与えている。

また、図4では、母子世帯になつてからの期間の分布と同じように貯蓄がない世帯が分布している。

図4 母子世帯になつてからの期間と貯蓄のない母子世帯の割合



また、母子世帯において貯蓄ない世帯と子どもの年齢には相関関係が見られなかった。

養育費の取り決めについて母子世帯、寡婦世帯ともに養育費の「取り決めをしなかった」が半数に上る。養育を取り決めをしても、母子世帯の4割が、寡婦世帯の6割が「まったく守れなかった」となっている。10代出産母子世帯は30代寡婦ともに養育費について、「取り決めをしなかった」が

約8割となっている。未婚の母子家庭においても同様の結果となった。このような違いは統計的に有意差が見られる ( $\chi$ -square<.000)。

10代出産母子世帯の母が「取り決めにしなかった」理由として「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」(60.0%)がもっとも高く、次いで、「相手と関わりたくなかったから」、「自分で選んだ道なので最初からあてにしていなかったから」(ともに40.0%)となっている。

10代出産母子世帯、30代寡婦とも養育費の取り決め状況が、一般母子世帯、一般寡婦世帯の平均よりも低い状況にある。

「養育費の取り決め」と「預貯金額」の有無についても、相関関係が見られた。取り決めがない人は預貯金額が少なく、取り決めがある方が預貯金額が多い。

表2 母子世帯における 貯蓄金額×養育費の取り決めの有無

預貯金額	養育費の取り決め あり (n=285)	養育費取り決め なし (n=344)
預貯金なし	91 (41.2%)	130 (58.8%)
預貯金額 100万円未満	128 (42.0%)	177 (58.0%)
預貯金額 100万円以上	66 (64.1%)	37 (35.9%)
合計	285 (45.3%)	344 (54.7%)

( $\chi$ -square<.000)

以上のことから、母子世帯における経済的な状況は、母子世帯になってからの期間や子どもの成長などが母子世帯の生活に影響を与えているよりも、養育費の確保、母子世帯の母の仕事の状況など、母親自身の生活基盤がいかに整えているかによることがわかった。また、その状況が、寡婦になっても影響を与えていることがわかる。

#### 4 生活基盤 仕事と社会保障

就労の有無について、母子世帯の有職は87.6%、無職が12.4%、10代出産母子世帯の母の場合、「有職」75.0%、「無職」16.6%、「無回答」8.3%であった。寡婦世帯は有職が64.6%、無職が35.4%となっている。30代寡婦の場合、「有職」90%、「無職」10%であった。母子世帯の方が有職者の割合が高いが、調査に回答した寡婦の67.3%が60代以上を占めている。60代以上の寡婦うちの有職者が52.3%であることが影響しており、他の年代では50代91.8%、40代以下81.0%と母子世帯とその割合は変わらない。

有職者の就労形態は、10代出産母子世帯と10代出産以外の母子世帯が「正社員」の割合が高いという違いには、統計的な有意差が見られた ( $\chi$ -square<.01)。10代出産母子世帯では「臨時・パート」

45.4%で最も多く、次いで「契約社員」（18.1%）、「正社員」（13.6%）の順となっている。非正規雇用についているものが6割以上であった。また、未婚母子世帯においても、「有職」80.3%、「無職」11.8%、「無回答」7.9%で、有職者の就労形態は、「臨時・パート」（38.2%）で最も多く、次いで「正社員」（25.0%）の順となっていて、一般母子世帯に比べて「臨時・パート」は高く、正社員の割合は低いという、10代出産母子世帯と同様の結果となっている。

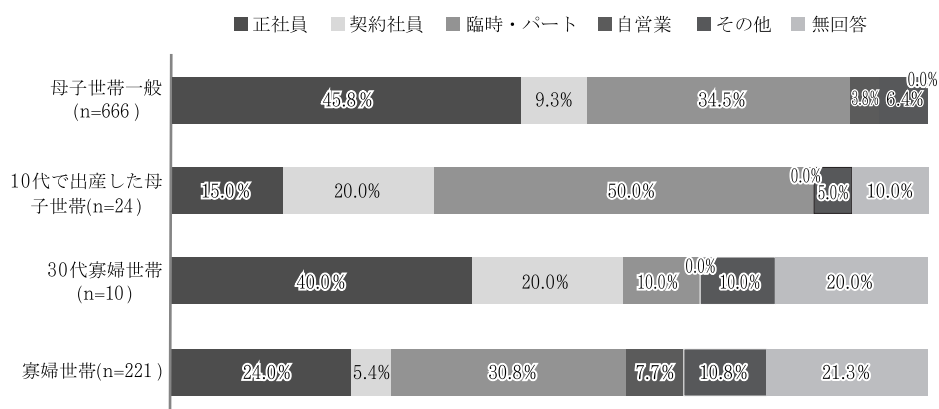
就業時間については、母子世帯では、「定時」が73.4%、「不規則」が25.5%であるが、10代出産母子世帯は、「定時」が61.1%である一方、「不規則」が38.8%と4割近くいて、10代出産女性の方が10ポイント以上高く不規則な働き方をしている。また、就労上の困難については一般母子世帯と比べると、「母子家庭であることを問題にされた」、「資格・技能が合わなかった」、「気軽に利用できる相談先がなかった」、「就業経験が少なかった」は、10ポイント以上高かった。

寡婦世帯の場合、「臨時・パート」（30.8%）が最も多く、次いで「正社員」（24.0%）となっている。30代寡婦の場合、「正社員」（40%）で最も多く、次いで「契約社員」、「臨時・パート」（ともに10.0%）となっており、正規雇用の割合が多い。定時の仕事に7割就いていた。50代寡婦も「正社員」が4割を超え、60代以上の寡婦「正社員」が11.3%との影響を受け寡婦全体が低くなっている。未婚寡婦の場合は、年代に関係なく「臨時・パート」（33.3%）が最も多く、次いで「正社員」（22.2%）となっている。仕事内容は、母子世帯、寡婦世帯、10代出産母子世帯、30代寡婦世帯、未婚母子世帯ともに「医療・福祉」が最も多かった。

雇用保険の加入状況は、母子世帯は「加入している」（68.9%）、「加入していない」（24.8%）「無回答」（6.3%）となっている。10代出産母子世帯の母の5割が加入していない。寡婦世帯は、「加入している」（33.9%）、「加入していない」（41.3%）、「無回答」（24.7%）となっている。30代寡婦世帯は2割が加入していない。

母子世帯のほうが、寡婦世帯に比べて加入している割合が高い。また、雇用保険においては、母子世帯の原因によって、違いが見られた（図6）。

図5 現在の就労状況

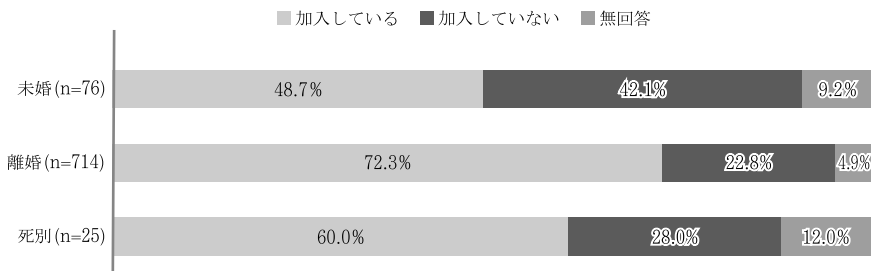


健康保険については、母子世帯は「被用者保険」の加入が56.0%と高く、「国民健康保険」の加入は33.2%となっている。「加入していない」は1.3%である。10代出産母子世帯において「国民健康保険に加入」(33.2%)、「被用者保険に加入」(56.0%)、「加入していない」(1.2%)となっていて、10代出産母子世帯の方が、「被用者保険の加入」よりも「国民健康保険に加入」している割合が高い。一方、寡婦世帯は、「国民健康保険」に加入している割合が53.3%と高く、次いで、「被用者保険」に加入している人が30.1%で、加入していない人が、1.3%となっている。30代寡婦世帯においては加入していない者はいなかった。30代寡婦においては、「被用者保険の加入」(70.0%)、「国民健康保険に加入」(30.0%)で、寡婦世帯よりも「被用者保険の加入」が高い。寡婦世帯の方が母子世帯と比べて、「被用者保険の加入」よりも「国民健康保険に加入」している割合が高く、また、「加入していない」割合も高い状況にある。

公的年金の加入状況については、母子世帯では、「被用者年金に加入」(45.6%)、「国民年金に加入」(30.3%)、「加入していない」(9.1%)となっている。10代出産母子世帯では「国民年金に加入」(39.1%)、「被用者年金に加入」(21.7%)、「加入していない」(17.3%)になっている。10代出産以外の母子世帯では「被用者年金に加入」(46.2%)で、10代出産母子世帯よりも被用者用年金の加入率が高い。このような違いは統計的有意差( $\chi$ -square<.05)が見られた。寡婦世帯では「国民年金に加入」(32.1%)、「被用者年金に加入」(26.3%)、「加入していない」(12.5%)になっている。30代寡婦世帯は、「被用者年金に加入」7割、「国民年金に加入」1割、「加入していない」2割になっている。

このように、母子世帯に比較すると、寡婦世帯の方が、「不規則」な就労についている割合が高く、雇用保険や年金についても加入率が低い傾向にある。これは、寡婦の年齢は60歳代以上が、60%以上を占めていることの影響が考えられるが、40代以下の寡婦の場合も、雇用保険に加入していない割合が33.3%、公的年金に加入していない割合が10.3%である。20代以下の母子世帯においても同様に他の年代の母子世帯に比べて、雇用保険の加入率、年金加入率が低い。つまり、若くして母となった世帯において、現在、将来ともに生活を支えるセーフティネットが十分整っていない状況といえる。

図6 母子世帯原因別雇用保険加入状況



## IV 考察

調査結果から、母子世帯から寡婦世帯になり、家族が小規模化し、母子世帯と比較して生活の悩みも減っている状況が見られた。ただ、母子世帯に抱えている経済的な問題は、寡婦世帯においても引き継がれている状況があった。また、若くして寡婦となったものは、一般寡婦と異なり、生計は主に自分の仕事で立てていたが、生活の苦しさを母子世帯と同様に多くのものが感じていた。一般寡婦、30代で寡婦となったもの同様に1割は、子どもから援助を受けている状況が見られた。以上のことから、母子世帯への支援について述べたい。

まず、養育費の確保についてである。養育費がない母子世帯の方が、養育費がある母子世帯よりも経済的に深刻な状況があり、養育費の有無が母子世帯の生活に左右している結果がみられた。特に、若く母子世帯になった家庭の方が、養育費を受け取れていない状況がある。若い母親の方が収入が低い傾向にあることから、養育費は一層必要な状況である。このようなことから、若い母親を含めたすべての母子世帯が、養育費を得られる方法を検討していく必要がある。

次に、母子世帯の経済的支援の、「児童扶養手当」についてである。母子世帯において、主たる収入源として「児童扶養手当」としているものが6割強いて、母子世帯の母の給与を補う形で「児童扶養手当」が生活の中に位置づいている結果となった。ただ、「児童扶養手当」受給を受けていても、約7割は「生活が苦しい」と感じていた。

「児童扶養手当」の受給には所得制限があり、「児童扶養手当」を受給している場合、母親自身は収入の少ない働き方をしていることとなる。「児童扶養手当」は子どもが18歳になった最初の3月31日を過ぎると支給がなくなる（場合によっては20歳まで）。寡婦世帯になると児童扶養手当という安定した収入がなくなり、年金受給まで経済的な不安定さは強まる。

高齢者の多くが年金や恩給、蓄えで暮らしている<sup>13)</sup>状況があるが、児童扶養手当を受給されている母子世帯では、年金受給時期になっても母親の年金額が生活に十分な額を支給されるとは考えにくい。また、蓄えも少ない状況であった。年金では足りない部分を補う必要な場合などは、高齢になっても働かざるを得ない状況がみられ<sup>14)</sup>、母子世帯の母親たちは、被保護世帯の予備軍とも言われている<sup>15)</sup>のである。

一方、母子世帯の中でも正社員として働いている者(36.6%)は、主たる収入源を「自分の仕事からの収入」と97.7%が回答していた。母子世帯の母が、正社員となることで、児童扶養手当が減るが、母子世帯は経済的な不安定さが解消され、老後の経済的な安定得ることができる。

母子世帯の母親たちの多くが、不安定雇用を行う形で子育てを両立させている。その働き方によって、30代、40代に、仕事のキャリア形成がなされないままである。非正規雇用を選択する理由に、「児童扶養手当」を得るためと、同時に、時間の融通の利く非正規雇用を選択し、子どもと過ごす時間を優先する場合が考えられる。

このようなことから、現時点で貧困化の削減効果の高い児童扶養手当<sup>16)</sup>の更なる充実と、同時に「児童扶養手当」は所得制限があることによって、母親の働き方に影響を及ぼしていることが容易に

推測されることから、「児童扶養手当」の支給の制限については検討の余地があると考えられる。また、子育て期の母親、母子世帯の母親への配慮がされる労働環境、ワーク・ライフ・バランスが可能な労働環境を正規雇用の中に実現すること、経済的支援を伴いながらの専門的な知識や技術を身に着ける機会などが提供されることが必要となってくる。

最後に、生活の自立支援について、多くの母子世帯が、母子世帯になった当初に「親・親せき」の援助をうけ、しばらくすると自立するという形をとっているが、母子世帯のうち、実家や親せきから経済的援助を得ているものは15.5%に上る。未婚の母子世帯の場合には、援助を受けている割合は3割を超えた。実家によって支えられていた暮らしは、親の高齢化などの環境の変化により、安定したものとはいえない<sup>17)</sup>。また、三世代世帯の母子のほうが単独母子世帯より収入が低く、潜在的貧困世帯である(山田 2009)と指摘もある。今回の調査のなかで、10代出産母子世帯で、親宅に同居の母子世帯について限定すると、家計の状態は「時々赤字になる」、「とても足りない」を合わせて8割が回答している。また、現在不足している費用として「日常の生活費(食費、医療費など)」と6割が回答し、10代出産母子世帯の賃貸住宅に暮らす単独母子世帯の4割を上回った結果となった。この状況は、親宅に同居することによって、10代出産母子世帯の安定・安心した生活に結びついていないことがあることがわかる。また、最近では、生活保護を受給している世帯が世代間連鎖をする可能性が高いこと(道中 2008)<sup>18)</sup>、子どもの進路や学力に影響を及ぼすこと(青砥 2009)、進路選択においても自ら低学歴になる進路を選択してしまう環境にあること(林 2012)など<sup>19)</sup>が指摘され、親の育ちが子どもの生活や将来に影響していることが徐々に明らかとされている。

このようなことから、親からの支援は、短期間で見ると有効な支援と考えられるものの、長期的にみると母子世帯が自立することを妨げる場合もあるので、母子家庭が実家で暮らすことが安心や安定であり、将来状況が変わっても、自立できていくのか考え、母子家庭に生活支援を行っていく必要があると考えられる。

## V 本研究の限界と課題

本研究における調査は、地方都市であることによって、生活費や子どもの進学状況やその意識など大都市との違いが考えられる。また、寡婦調査は、行政において、寡婦の把握ができないという関係上、母子寡婦福祉団体を通してアンケートは配布されている。転居が少ないなど、偏りも考えられる。10代出産母子世帯、30代寡婦世帯においても出現数が少ないことによって、少数のサンプルしか得られていないという課題がみられる。

## VI おわりに

熊本だけでなく全国の母子世帯においても、「経済的支援」と「就労と仕事の支援」・「相談に対する要望」を持っており<sup>20)</sup>、母子家庭の状況が深刻化している状況がある。そのため、経済的、精神的に安定した環境をつくることが求められている。こうした、母子の生活を支える支援である「児童扶養手当」や子どもを支える支援である貸与型の奨学金制度などは、母親や子どもに安心をもたらし、今の生活を支えるのに有効な支援である。しかし、母子世帯の母親が寡婦となった時は、母子世帯の課題を抱えたまま、収入の少ない働き方をし、また子どもも高校や大学を卒業後奨学金返済があり、場合によっては、収入の少ない親への支援なども行わなければならない。結果的に児童扶養手当や奨学金などの一時的な支援がその家族の生活困難を継続させる役割を果たしていたり、子どもへのさらなる負担を課していたりするとも考えられるのである。

このように考えると、母子家庭や子どもへの支援は、母子家庭の時期、子どもの時期という短期的な視点ではなく、むしろ母子家庭の母が寡婦になったとき、母子家庭の子どもが大人になったときなど、長期的な視点を持った支援を考える必要があると思われる。また、それには、課題を抱えた家族という単位ではなく個人単位で、個人の人生を支援するという考え方が必要である。そうした支援によって、今の課題を次の世代につなげることを防ぎ、また多様な価値や生き方が選択できるような環境が提供できると考える。

\*本研究で調査ご協力いただいた皆様、熊本県子ども未来課担当者に感謝申し上げます。

## 参 考 文 献

- 財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 『母子家庭の子どもを中心とした生活実態（ヒアリング調査）平成22年度』  
岩田美香「ひとり親家族から見た貧困」『貧困研究 vol.3』明石書店 2009 pp 22-33
- 阿部彩『子どもの貧困 ―日本の不公平を考える』岩波新書 2008
- 清水冬樹「子どもの自己肯定感と家庭・親支援 ―母子世帯の実態を参考に―」『子どもの権利研究第19号』  
2011. 日本評論社 pp 17-23
- 林明子「生活保護生態の子どもの生活と進路選択 ―ライフストーリーに着目して」『教育学研究』第79巻第1号  
日本教育学会 2012 pp 13-23
- 青木紀「貧困の世代的再生産の現状 ―B市における実態」『現代日本の「見えない」貧困』2003 明石書店  
pp 31-83
- 山西裕美他『ひとり親家庭における子育てと家庭生活についてのアンケート調査』集計結果報告書 2012
- 駒村康平他「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田学会雑誌』103(4) 2011 pp 51-77
- 小林恵一「母子生活保護世帯に見る母子家庭の状態像についての一考察 ―生活保護母子世帯の母親との面談結果の検討を通じて」『江戸川学園人間科学研究紀要』No.27
- 湯澤直美他「生活保護受給期間における母子世帯の就業と収入構造」『女性労働研究』(55) 2010 pp 55-77

- 山田昌弘「貧困化する母子世帯 — 全国消費実態調査による母子世帯の経済的状況の動向」『アディクションと家族』26 (2) 2009
- 阿部彩「母子世帯と子どもの貧困」『月刊自治研』596号 2009. P34-40
- 田中秀和「母子世帯と貧困 — 日本型福祉社会との関係を中心に」『新潟医療福祉学雑誌』9 (2) 2009
- 玉田桂子「母子世帯と生活保護についての考察」『経済学研究』74 (3) 2007 p31-42
- 阿部彩「母子世帯に対する政策 — 児童扶養手当の満額受給有期化の意味」『生活経済研究』(543) 2007 pp3-9
- 石山直樹「母子世帯に対する経済的支援策の意義について」『横浜女子短期大学紀要』22 2007 pp35-44
- 杉本貴代栄「貧困とジェンダー、母子世帯施策の動向と新展開」『法律時報』965号 2006 pp16-20
- 山田知子「高齢女性および高齢者をかかえる母子・寡婦世帯の生活困難にかんする一考察 — ライフ・ヒストリーに見る家族崩壊と貧困化 —」放送大学研究年報第8号 1990 pp69-90
- 藤原千沙「女性と貧困 母子世帯の所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果」『貧困研究』vol.6 pp54-66 2011
- 鳥山まどか他「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」『教育福祉研究』No11 2005 pp43-65
- 工藤英司「子育て指標の研究開発その8 母子世帯の貧困化問題(前編)」『ESTRELA』No171. 2008 pp64-70
- 工藤英司「子育て指標の研究開発その9 母子世帯の貧困化問題(後編)」『ESTRELA』No172. 2008 pp54-59
- 道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア貧困の家庭かと世代間継承』ミネルヴェア書房 2006年
- 青砥恭『ドキュメント高校中退』ちくま新書 2009年

## 注

- 日本の母子福祉対策は、戦争犠牲により夫を失った母子家庭の急増への対策としておこなわれたものであり、その後の寡婦への支援も戦争未亡人を支援していくことを想定したものであった。広辞苑によると、「寡婦」とは「夫に死別した女。やもめ。未亡人」という意も示されている。また、厚生労働省が5年に一度行っている「全国母子世帯等調査(平成15年)」の中の(現在寡婦調査は行われていない)は寡婦調査の寡婦は「児童を養育しておらず、かつ配偶者のいない女子であつて、30歳以上65歳未満の者(未婚のものを除く。)」と定義しており、未婚の母は除いている。このように、「寡婦」に対する定義は一律のものとは言い難いものである。  
本稿においては、「寡婦」を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条4項に定義される「寡婦とは配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治29年法律89号)第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう」を指している。また、「配偶者のない女子」とは、「配偶者(婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。1 離婚した女子であつて現に婚姻していないもの 2 配偶者の生死が明らかでない女子 3 配偶者から遺棄されている女子 4 配偶者が海外にあるためその不要が受けることができない女子 5 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている女子 6 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定められているもの」(同6条1項)と示されている。こうした内容に準じ、寡婦世帯を、理由の如何にかかわらず、かつて子どもを母子世帯として養育していたものとしている。この解釈は、熊本県をはじめ複数の自治体の寡婦調査で行われている。
- 『平成26年国民生活基礎調査』(厚生労働省)による。『全国母子世帯調査(2011)』と『国民生活基礎調査』では把握された母子世帯の数が異なっている。2011年、国民生活基礎調査によると母子世帯数は平成23年75万9千世帯、全国母子世帯調査では1,237.7千世帯(推計)となっている。
- 『平成22年国民生活基礎調査』厚生労働省による。平成25年度において全世帯当たりの平均所得金額(537.2万円)以下の母子世帯の割合は95.9%となっている。



- 4) 『平成 25 年国民生活基礎調査』厚生労働省。日本における子どもの貧困率は 16.3%で、我が国の子どもの相対的貧困率は OECD 加盟国 34 か国中 10 番目に高く、OECD 平均 (13.1) を上回っている (2010 年)。  
<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/index.html> 『平成 26 年度版 子ども・若者白書』(内閣府)。
- 5) 子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は OECD 加盟国中最も高い (2010 年)。前掲書 (内閣府)。
- 6) 平成 21 年の貧困線 (等価可処分所得の中央値の半分) は 122 万円 (名目値) となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合) は 16.0%となっている。また、2013 年 (平成 25 年) においては母子世帯の 114,122 世帯が生活保護を受給している『平成 25 年度福祉行政報告例概況』厚生労働省
- 7) 「子どもの貧困対策に関する大綱」には、生活保護世帯に属する子ども、児童養護施設の子どもの、並んでひとり親家庭の子どもの進学率等が子どもの貧困に関する指標として掲げられている。
- 8) 児童福祉法規研究会『児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法 の解説』pp 404
- 9) 「兄弟姉妹」の同居は、10 代出産以外の母子世帯が 10.4%に比べて 10 代出産母子世帯は 25.0%と 15 ポイント以上高かった。
- 10) 母子世帯になった原因として未婚と回答した母子世帯の母は、76 名、寡婦世帯においては 9 名であった。未婚の出現率は母子世帯の場合、832 名中 76 名で 9.1%、寡婦世帯の場合 392 名中 9 名で 2.3%となっている。前回調査よりも母子世帯、寡婦世帯ともに増加している前回の平成 20 年度調査では、母子世帯になった原因の「未婚」の割合は 7.5%、寡婦世帯となった原因の「未婚」の割合は 0.8%となっている。母子世帯の未婚の母の年齢区分は、19 歳以下 2 名、20-24 歳 9 名、25-29 歳 13 名、30-34 歳 15 名、35-39 歳 15 名、40-44 歳 7 名、45-49 歳 11 名、50-54 歳 4 名、55 歳以上はいなかった。
- 11) 『平成 23 年国民生活基礎調査』厚生労働省による。
- 12) 厚生労働省によると貯蓄がない世帯は全世帯のうちの、16.0%、児童のいる世帯でも 15.3%、母子世帯は 36.5%となっている。また、現在の暮らし向きについて「大変苦しい」と感じている児童のいる世帯は 31.7%で、全世帯平均の 27.7%に比べて、母子世帯の生活意識は「大変苦しい」(49.5%) が半数いて、「やや苦しい」を合わせると、84.7%が生活に苦しさを感じていた。『平成 25 年国民生活基礎調査』
- 13) 『平成 23 年度高齢社会白書』(厚生労働省) によると、高齢者の世帯総所得は、297 万円で公的年金・恩給がそのうちの 209.8 万円で全体の 7 割を占めている。公的年金・恩給の総所得に占める割合が、100%の世帯が 6 割を超えている。つまり、高齢者の多くが、公的年金・恩給によって生活を維持している。厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 24 年) 全世帯の総所得一世帯当たり平均 548.2 万円、世帯人員一人当たり 208.3 万円 (平均世帯人員 2.63 人)、高齢者世帯 (高齢者世帯とは 65 歳以上の者のみで構成するか、またはこれ鬼 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう) 総所得一世帯当たり 303.6 万円、世帯人員一人当たり 195.1 万円 (平均世帯人員 1.56 人) となっている。
- 14) 総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年) によれば、高齢者の就業は年々増加しており、女性の就業者の割合は、55~59 歳で 65.0%、60~64 歳で 47.3%、65~69 歳で 29.8%となっている。  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1\\_2\\_4.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1_2_4.html) 内閣府『平成 26 年版高齢者白書 (全体版)』
- 15) 『平成 21 年 (2009 年) 被保護者全国一斉調査』厚生労働省によると、生活保護世帯は、1673651 人で、生活保護の被保護人員数と発生率は 65 歳以上 被保護者 687662 人で、約 4 割 (41%) を占めている。65 歳以上の被保護者のうち 単身世帯のもの 72.8%で、母子世帯は困窮状態に陥りやすい潜在層と位置づけられている。
- 16) 藤原千沙 (2011) によると、地方自治体の児童扶養手当受給資格者データから、児童扶養手当の貧困削減効果をはかると母親の給与だけの場合より 13.7%貧困率が低下する。また、対象児童が多い家庭ほど貧困率が高かったが、児童均等型の支給を行うと現在の貧困率は大幅に下がることになることになると報告している。また同様に他に阿部 (2005) によるデータもある。

- 17) 山田昌弘他(2009)によると、三世帯世帯の母子のほうが単独母子世帯より収入が低く、潜在的貧困世帯であるという指摘している。
- 18) 道中の調査で、母子被生活保護世帯の3割が自分の生まれ育った家族においても生活保護を受給しているという世代間連鎖があることが明らかにされた。
- 19) また、母子世帯の研究においても母子世帯の子どもの自己肯定感が低い傾向にあること(清水2011)なども明らかにされている。
- 20) 『母子世帯の子どもを中心とした生活実態(ヒアリング)調査』(2010 全国母子寡婦福祉団体協議会)の中で母親のニーズとして挙げられている。